香美市

（金抜）														

農集　第1号

高知県　香美市　土佐山田町逆川

県道龍河洞公園線防災・安全交付金工事に伴う逆川地区農集管路移設工事　実施設計書

作業区分　　請負

工事日数　　130 日

令和 6年 4月 1日　　積算単価適用

金抜設計書

設計変更により請負金額を変更する必要が生じた場合は、「請負更正金額等の算出方法について（通知）」により、変更の協議を行うものとする。

工事概要	起工又は変更理由
アラミド外装ポリエチレン管布設 Φ150 L=25.0m	
リブ付硬質塩化ビニル管布設 Φ150 L=15.0m	
仮設管撤去 VPΦ150 L=41.3m	
1号組立マンホール N=1基	
舗装工 A=153m2	
側溝支障箇所下水管路切り回し N=6箇所	

	FROM	TO
図面番号	-	-
整理番号	-	-

特　記　仕　様　書

第１条　土木工事共通仕様書の適用

１　本工事の施工にあたっては、「高知県建設工事共通仕様書」に基づき実施しなければならない。

但し、共通仕様書の各章における「適用すべき諸基準」で示された示方書、指針、便覧等は改訂された最新のものとする。なお、工事途中で改訂された場合は、この限りではない。

第２条　環境物品等の調達の推進（グリーン購入法）

１　本工事において「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」（グリーン購入法）及び「高知県グリーン購入基本原則・基本方針及び実施計画」に基づき重点調達品目について積極的な利用をすること。なお、重点調達品目の中で木材・木製品等においては、その原料とされる原木が生産された国における森林に関する法令に照らして合法なものを使用することとする。

第３条　県内産資材の優先使用

１　本工事に使用する資材は、機能、品質、価格等が同等であれば、県内産資材を優先して使用するものとする。

なお、県外産資材を使用する場合は、使用理由を施工計画書の打合せ事項に記載し、監督員の確認を受けること。また、検査時に県外産資材を使用した理由を検査職員に説明すること。

注１：県内産資材とは、高知県内で産出した原材料を用いて、高知県内で製造、加工した資材、又は高知県外で産出した原材料を用いて、高知県内で製造、加工された資材をいう。

ただし、①木材は、高知県内の森林から生産されたもの、②生コンクリートの細骨材に配合する海砂は、高知県内で産出されたもの、③木製型枠は、高知県内の森林から生産された木材で製造されたものとする。

注２：県外産資材とは、県内産資材以外の資材をいう。

第４条　木製型枠の使用

１　木製型枠とは、杉、檜の間伐材等を板材に加工したものと桟木を組み合わせて作成した型枠（以下「木製型枠」という。）をいう。また、一般型枠とは、鋼材または、合板で作成した型枠（以下「一般型枠」という。）をいう。

２　設計図書等に「木製型枠」と明示している構造物は、木製型枠を標準的に使用すること。ただし、止め型枠・バチ部への一般型枠の使用は可能とする。

３　高知県内産材を用いて木製型枠を製造する事業所は、高知県ホームページ（https://www.pref.kochi.lg.jp/）林業振興・環境部木材産業振興課のページに掲載しているので参考にすること。

なお、県外産材で製作した木製型枠を使用する場合は、使用理由を施工計画書の打ち合わせ事項に記載し監督職員の確認を受けること。

４　木製型枠は、型枠の現場搬入時から型枠組立、型枠脱型までの施工期間中に現場で木製型枠であることの確認を受けなければならない。確認の方法については、県産材で製作した型枠及び県産材材料には製造者が証明（スタンプ等）を行っているため、その箇所を工事監督職員に提示することで確認とする。

５　木製型枠を使用できない事由があり、一般型枠を使用する場合も、その使用理由を施工計画書の打ち合わせ事項に記載すること。ただし、その場合は一般型枠への設計変更を行う。

６　受注者は、発注者が行う木製型枠に関する調査に協力しなければならない。

第５条　木材等を使用した公共土木施設の実績調査

１　本工事の受注者は、木材の利用の有無を問わず、木材等を使用した公共土木施設の実績を【高知県電子申請サービス】から申請すること。なお、【高知県電子申請サービス】による申請は以下のとおりとする。

２　申請について

（１）受注者が高知県ホームページの高知県電子申請サービスのページから電子申請を行う。

（https://s-kantan.jp/pref-kochi-u/offer/offerList_detail.action?tempSeq=2052）

手続き名：高知県土木部　公共土木工事木材利用実績調査

（２）申請前に電子申請システムから出力した「高知県土木部　公共土木工事木材利用実績調査」を工事監督職員へ提出し確認を受けること。

（３）申請内容に関する問合わせは工事監督職員または高知県土木部技術管理課、システム操作に関する問合わせは「お問合せコールセンター」（申請画面下に掲載）とする。

第６条　工事現場における県内産木材の木製品使用

１　受注者は、工事請負金額（消費税含む）が２５０万円以上の場合、「高知県産材利用推進方針」の行動計画に基づき、仮設備や保安施設等の工事用仮設に関する資材は以下の通り、木製品を使用しなければならない。

ただし、これらに関する経費は諸経費に含むものとする。

（１）ア～オの資材のうち、いずれかに必ず木製品を使用すること。

ア　掲示板（現場組織表、緊急連絡先など公衆に知らせるため設置するもの）

特　記　仕　様　書

イ　工事看板（１ヶ所以上）
ウ　バリケード（１品以上）
エ　木製クッションドラム（１品以上）
オ　交通安全管理等の標示板
　ただし、供用中の道路に係る工事の施工に用いる交通安全管理用標示板の様式仕様等（形態、寸法、色彩ほか）は、「道路工事の安全施設設置要領（案）」（平成８年３月）に準拠すること。
（２）上記１の資材を必要としない工事、委託業務については、その旨を施工計画書に記載し監督職員の確認を得ること。
　その場合は、上記１以外の仮設備、保安施設等の工事用仮設資材で木製品をできるだけ１品以上使用すること
　例：現場事務所の棚、机、靴箱、ベンチ等
注１：木製品とは、県内産木材で作成した製品または県内産木材の板材を受注者が加工したものとする。
注２：別工事で購入（加工）した木製品の使用も可とする。
注３：使用する木製品については、施工計画打ち合わせ時に監督職員に報告すること。
注４：県内産木材使用（納入）証明書は必要としないが、木製品の写真を工事写真に納めること。

第７条　個人情報の保護
１　受注者は、この契約による工事を施工するための個人情報の取り扱いについては、個人情報の保護に関する法律を遵守すること。

第８条　ダンプトラック等による過積載の防止
１　積載重量制限を越えて土砂等を積み込まず、また積み込ませないこと。
２　さし枠装着車等に土砂等を積み込まず、また積み込ませないこと。
３　過積載車両、さし枠装着車等から土砂等の引渡しを受ける等、過積載を助長することのないようにすること。
４　取引関係のあるダンプトラック事業者が過積載を行い、またさし枠装着車等を土砂等運搬に使用している場合は、早急に不正状態を解消する措置を講ずること。
５　建設発生土の処理及び資材の購入等にあたって、下請け業者及び資材納入業者の利益を不当に害することのないようにすること。
６　以上のことにつき受注者は、下請け業者を十分に指導すること。

第９条　軽油単価の適正な運用
１　本工事において、受注者もしくは受注者の下請業者等が使用する建設機械の動力源に使用する軽油において、軽油引取税の課税対象の免許証の交付及び承認がある場合は、すみやかに発注者に報告しなければならない。また、その場合、該当する建設機械に使用する軽油単価は免税後の単価に変更するものとする。

第１０条　不正軽油の使用禁止
１　受注者は、工事の施工に当たり、使用する車両及び建設機械等の燃料として、不正軽油を使用してはならない。
　注：不正軽油とは、地方税法第１４４条の３２の規定による県知事の承認を受けないで製造又は譲渡された次のものをいう。
　①　軽油と軽油以外の炭化水素油（重油、灯油等）を混和したもの
　②　軽油以外の炭化水素油（重油、灯油等）と軽油以外の炭化水素油（重油、灯油等）を混和して製造されたもの
　③　自動車の燃料として譲渡・消費される燃料炭化水素（重油、灯油等）
２　受注者は、県が使用燃料の採油調査を行う場合には、その調査に協力しなければならない。

第１１条　「週休２日制モデル工事」の実施について（受注者希望型）
１　本工事は、「週休２日制モデル工事」実施要領における「受注者希望型」の対象工事である。詳細については、下記ホームページに掲載する同要領を参照すること。
　香美市役所ホームページ（https://www.city.kami.lg.jp/soshiki/8/）
　なお、発注時における労務費等の補正は実施せず、現場閉所の達成状況に応じて当該補正分を増額して変更契約を行うものとする。

第１２条　中間検査の実施について
１　高知県建設工事検査要領第４条２項の規定により、次に定める工事は中間検査を実施するものとする。
（１）中間検査対象範囲
　ア　当初請負対象金額5,000万円以上の工事を原則とする。
　イ　新工法、新材料等を使用した工事、又は特殊工事等の場合とする。
　ウ　維持補修、除草、植栽管理等の単純工事は除くことができるものとする。
　なお、検査回数及び時期については、施工計画打合せ時に受発注者間で協議すること。

第１３条　標示板の設置
１　高知県建設工事共通仕様書第１編１－１－23施工管理に規定する標示板の設置にあたっては、本工事が「国土強靱化対策工事」である場合は、その旨を明示するものとする。掲示方法の詳細については、「防災・減災、国土強靱化のための加速化

特　記　仕　様　書

対策に係る標示施設の設置について」（令和３年６月23日付け３高技管第92号通知）等を参考とすること。なお、 本工事が「国土強靱化対策工事」に該当するかは、施工計画打合せ等の際に監督職員に確認すること。

第１４条　工事実績データ作成、登録

１　高知県建設工事共通仕様書共通編１－１－１－５に基づき、受注者は工事請負金額500 万円以上（単価契約の場合は登録不要）の全ての工事について、工事実績情報サービス（コリンズ）に受注・変更（工期、請負代金額、技術者）・完成・訂正時の工事実績データを登録しなければならない。

第１５条　公共事業労務費調査に対する協力

１　本工事が高知県の実施する公共事業労務費調査の対象工事になった場合は、受注者は、調査票等に必要事項を正確に記入し高知県に提出する等、必要な協力を行わなければならない。また、本工事の工期経過後においても、同様とする。

２　調査票等を提出した事業所を高知県が事後に訪問して行う調査・指導の対象に受注者がなった場合、受注者は、その実施に協力しなければならない。また、本工事の工期経過後においても、同様とする。

３　公共事業労務費調査の対象工事になった場合に正確な調査票等の提出が行えるよう、受注者は、労働基準法等に従って就労規則を作成するとともに賃金台帳を調製・保存する等、日頃より使用している現場労働者の賃金時間管理を適切に行っておかなければならない。

４　受注者が本工事の一部について下請契約を締結する場合には、受注者は、当該下請工事の受注者（当該下請工事の一部に係る二次以降の下請人を含む）が前３項と同様の義務を負う旨を定めなければならない。

第１６条　施工形態動向調査等に対する協力

１　本工事が高知県の実施する施工形態動向調査等の対象工事となった場合は、受注者は、調査票等に必要事項を正確に記入し高知県に提出する等、必要な協力を行わなければならない。なお、調査費用は設計変更により計上することとする。

第１７条　再生資源利用（促進）計画書及び実施書の提出並びに建設発生土の搬出に係る事前確認及び受領書について

１　受注者は、建設資材の利用量の大小に関わらず工事請負代金額が１００万円以上の場合、又は、土砂の搬入量又は搬出量が500m3以上の場合、再生資源利用計画書及び実施書（建設リサイクルガイドライン様式１）を建設副産物情報交換システム（以下「COBRIS」という。）により作成し、施工計画書と併せて提出しなければならない。

２　受注者は、建設副産物の搬入量・搬出量の大小に関わらず工事請負代金額が１００万円以上の場合、又は、土砂の搬入量又は搬出量が500m3以上の場合、再生資源利用促進計画書及び実施書（建設リサイクルガイドライン様式２）をCOBRISにより作成し、施工計画書と併せて提出しなければならない。

３　受注者は、500m3以上の建設発生土を搬出する建設工事において再生資源利用促進計画を作成しようとするときは、あらかじめ工事現場内の土地の掘削その他の形質の変更についての土壌汚染対策法等の手続きの確認並びに搬出先が宅地造成及び特定盛土等規制法及び土砂条例の許可地等であるかなどの確認を行い、その確認結果を記載した書面を作成し再生資源利用促進計画の添付資料とする。

４　受注者は、再生資源利用（促進）計画書の内容を発注者に説明しなければならない。また、再生資源利用（促進）計画書（現場掲示用様式）を公衆が見やすい場所に掲げること。

５　受注者は、500m3以上の建設発生土を搬出する建設工事において建設発生土を再生資源利用促進計画に記載した搬出先へ搬出したときは、速やかに、当該搬出先の管理者に対し、受領書の交付を求め、記載された搬出先の名称及び所在地が計画と一致することを確認する。なお、発注者から請求があった場合は速やかに受領書を提示すること。

６　受注者は、建設発生土を再生資源利用計画に記載した搬入元から搬入したときは、搬入元の管理者に対し受領書を交付する。

７　受注者は、再生資源利用（促進）計画書、実施書及び受領書を工事完了日から５年を経過する日まで保存すること。

（参考）COBRISについては、建設副産物情報センターのホームページ（http://www.recycle.jacic.or.jp）より、利用申請等を行うことができる。

第１８条　産業廃棄物管理票等の提出

１　受注者は、本工事に伴い発生する産業廃棄物（以下「産業廃棄物」という。）について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃掃法」という。）を遵守し工期内に最終処分（埋立処分、海洋投入処分、又は再生）を終了しなければならない。また、受注者は産業廃棄物管理票（マニフェスト）により適正に処理されていることを確認するとともに発注者にそのＥ票の確認を受けなければならない。

ただし、廃掃法を遵守したうえで、工期内に産業廃棄物の最終処分を終了することが困難な場合で、発注者が認める場合においては、工期内に中間処理業者への搬入が終了すればよいものとするが、最終処分終了後すみやかに発注者にその旨を報告しなければならない。この場合、受注者は産業廃棄物管理票（マニフェスト）により適正に中間処理業者に搬入されていることを確認するとともに発注者にそのＢ

特　記　仕　様　書

２票の確認を受けなければならない。また、最終処分終了後すみやかにＥ票の確認を受けなければならない。なお、廃掃法に定める電子情報処理組織を使用する場合は、監督職員と別途協議するものとする。

第１９条　建設副産物対策（建設副産物処理の数量確認）

本工事において、現場内（現場外に仮置きした場合は積替保管場所）から建設副産物を搬出する場合、受注者は、搬出時等に以下のいずれかの作業を行い撮影したデジタル写真（電子データ）等を設計数量の確認資料として、監督職員に提出等をするものとする。

（作業内容）

（１）建設副産物の処理数量を重さ（「ｔ」）の単位とする場合

①受注者は、建設副産物を現場内（現場外に仮置きした場合は積替保管場所）から搬出する時、工事黒板に運搬車のナンバー、出発時刻を記載し（運搬を他者に委託する場合は、マニフェスト交付番号も記載する。）、工事黒板と荷姿、運搬車のナンバーが写るよう運搬車後面のデジタル写真撮影をする。（各積載重量別車両毎に1工程以上（以下「代表写真」という。））

②受注者は、①の全車両について処理施設に設置されているトラックスケールにて、重さを測定し、レシート等の記録を保管する。

③受注者は、監督職員に①の電子データを提出し、②の記録を提示する。

（２）建設副産物の処理数量を体積（「m3」）の単位とする場合次の１）から３）のうち、いずれかの方法により確定する。

１）コンクリート殻、アスファルト殻及び土砂など地山の状態または、建設発生木材（伐採木を含む）を山積みした状態等で体積確認ができるものは、地山測定による設計数量の確定をする。

受注者は、建設副産物を現場内（現場外に仮置きした場合は積替保管場所）から搬出する時、工事黒板に運搬車のナンバー、出発時刻を記載し（運搬を他者に委託する場合は、マニフェスト交付番号も記載する。）、工事黒板と荷姿、運搬車のナンバーが写るよう運搬車後面のデジタル写真撮影をする。（代表写真）

２）前記「（１）建設副産物の処理数量を重さ（「ｔ」）により確認する場合」により重さを測定し、換算係数を用いて体積を算出して設計数量を確定する。

・コンクリート塊（鉄筋）2.5（t/m3）・コンクリート塊（無筋）2.35（t/m3）

・アスファルト塊2.35（t/m3）　　・掘削土（土砂）1.8（t/m3）

・掘削土（軟岩）2.2（t/m3）　　・掘削土（硬岩）2.5（t/m3）

３）地山状態または、建設発生木材（伐採木を含む）を山積みした状態等で体積確認ができずに、掘削や取壊しなどを行った場合は、現場外への搬出の際に以下により確認する。

①受注者は、建設副産物を現場内（現場外に仮置きした場合は積替保管場所）から搬出する時、工事黒板に運搬車のナンバー、出発時刻を記載する（運搬を他者に委託する場合は、マニフェスト交付番号も記載する。）。（全車写真）

②受注者は、①の工事黒板と併せ、積荷の体積が確認できるようリボンテープ等のスケールをあてデジタル写真撮影をする。（全車写真）

③また、②の状態のまま運搬車のナンバーが写るよう運搬車後面のデジタル写真撮影をする。（全車写真）

④受注者は、監督職員に②③の電子データを提出する。

（３）受注者と処理施設との間の処理数量を「台数」による契約とする場合

①受注者は、建設副産物を現場内（現場外に仮置きした場合は積替保管場所）から搬出する時、工事黒板に運搬車のナンバー、出発時刻を記載する（運搬を他者に委託する場合は、マニフェスト交付番号も記載する。）。（全車写真）

②受注者は、①の工事黒板と併せ、積荷の体積が確認できるようリボンテープ等のスケールをあてデジタル写真撮影をする。（全車写真）

③また、②の状態のまま運搬車のナンバーが写るよう運搬車後面のデジタル写真撮影をする。（全車写真）

（４）建設副産物（建設発生木材（伐採木を含む））を木材市場等に搬出する場合

①受注者は、木材を現場内（現場外に仮置きした場合は積替保管場所）から搬出する時に、工事黒板に運搬車のナンバー、出発時刻を記載する。

（木材市場等まで運搬を他者に委託する場合は、マニフェスト交付番号も記載する。ただし、伐採木の売却を目的とした伐採木の枝打ち、玉切り等の加工、選別をしたものは、マニフェスト交付番号の記載は必要ない。）

②受注者は、①の工事黒板と併せ、積荷の体積が確認できるよう運搬車のナンバーが写るよう運搬車後面のデジタル写真撮影をする。（代表写真）

③受注者は、監督職員に②の電子データを提出し、木材市場等の受入伝票等を提示する。

第２０条　監督職員による検査（確認を含む）及び立会等

特　記　仕　様　書

1　工事の施工について、監督職員の立会を要する工種は施工計画打合せにより定めるものとする。

第２１条　デジタル工事写真の小黒板情報電子化

デジタル工事写真の小黒板情報電子化は、受発注者双方の業務効率化を目的に、被写体画像の撮影と同時に工事写真における小黒板の記載情報の電子的記入及び、工事写真の信憑性確認を行うことにより、現場撮影の省力化、写真整理の効率化、工事写真の改ざん防止を図るものである。

本工事でデジタル工事写真の小黒板情報電子化を行う場合は、工事契約後、監督職員の承諾を得たうえでデジタル工事写真の小黒板情報電子化対象工事（以下、「対象工事」という。）とすることができる。対象工事では、以下の１から４の全てを実施することとする。

1　対象機器の導入

受注者は、デジタル工事写真の小黒板情報電子化の導入に必要な機器・ソフトウェア等（以下、「使用機器」という。）については、高知県建設工事技術管理要綱の第9条(写真管理)２撮影基準に示す項目の電子的記入ができること、かつ信憑性確認（改ざん検知機能）を有するものを使用することとする。なお、信憑性確認（改ざん検知機能）は、「電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト(CRYPTREC暗号リスト)」（URL「https://www.cryptrec.go.jp/list.html」）に記載している技術を使用していること。また、受注者は監督職員に対し、工事着手前に、本工事での使用機器について提示するものとする。

なお、使用機器の事例として、URL「http://www.cals.jacic.or.jp/CIM/sharing/index.html」記載の「デジタル工事写真の小黒板情報電子化対応ソフトウェア」を参照すること。ただし、使用機器を限定するものではない。

2　デジタル工事写真における小黒板情報の電子的記入

受注者は、前項１の使用機器を用いてデジタル工事写真を撮影する場合は、被写体と小黒板情報を電子画像として同時に記録してもよい。小黒板情報の電子的記入を行う項目は、高知県建設工事技術管理要綱の第9条(写真管理)２撮影基準による。

ただし、対象工事において、高温多湿、粉じん等の現場条件の影響により、対象機器の使用が困難な工種については、使用機器の利用を限定するものではない。

3　小黒板情報の電子的記入の取扱い

本工事の工事写真の取扱いは、高知県建設工事技術管理要綱の第9条(写真管理)及び高知県電子納品運用に関するガイドライン第5.2版（工事編）の表 2-1電子納品に関連する要領・基準に定めるデジタル写真管理情報基準に準ずるが、前項２に示す小黒板情報の電子的記入については、高知県電子納品運用に関するガイドライン第5.2版（工事編）の5-3.デジタル写真の編集で規定されている写真編集には該当しない。

4　小黒板情報の電子的記入を行った写真の納品

受注者は、前項２に示す小黒板情報の電子的記入を行った写真（以下、「小黒板情報電子化写真」という。）を、工事完成時に監督職員へ納品するものとする。なお納品時に、受注者はURL(https://www.cals.jacic.or.jp/CIM/sharing/index.html)のチェックシステム（信憑性チェックツール）又はチェックシステム（信憑性チェックツール）を搭載した写真管理ソフトウェアや工事写真ビューアソフトを用いて、小黒板情報電子化写真の信憑性確認を行い、その結果を併せて監督職員へ提出するものとする。なお、提出された信憑性確認の結果を、監督職員が確認することがある。

第２２条　施工管理

1　品質管理は「高知県工事技術管理要綱　品質管理基準」により実施し、その他の試験区分に係る試験項目は下記の項目とし、これら以外についても必要に応じて試験を行うものとする。

第２３条　排出ガス対策型建設機械

1　本工事において、以下に示す建設機械を使用する場合は、「排出ガス対策型建設機械指定要領」（平成3年10月8日付建設省経機発第249号　最終改正平成22年3月18日付国総施第291号）」、排出ガス対策型建設機械の普及促進に関する規程（国土交通省告示第348号、平成18年3月17日）」もしくは「第3次排出ガス対策型建設機械指定要領（平成18年3月17日付け国総施第215号）」に基づき指定された排出ガス対策型建設機械を使用するものとする。なお、「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律（平成17年法律第51号）」に基づき、技術基準に適合するものとして届出された特定特殊自動車を、本工事において使用する場合はこの限りではない。

排出ガス対策型建設機械を使用できない場合は、平成7年度建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」、またはこれと同等の開発目標で実施された民間開発建設技術の技術審査・証明事業、あるいはこれと同等の開発目標で実施された建設技術審査証明等により評価された排出ガス浄化装置を装着することで、排出ガス対策型建設機械と同等とみなす。

ただし、これにより難い場合は監督職員と協議するものとする。また、請負金額（税込み）が５千万円以下の工事については、未対策型建設機械を所有しており、新たな出費を強いられる等の理由がある場合は、施工計画打ち合わせ時に監督職員

特　記　仕　様　書

と協議し、止むを得ないと判断された場合は、未対策型建設機械を使用することができるものとする。

排出ガス対策型建設機械あるいは排出ガス浄化装置を装着した建設機械を使用する場合、受注者は施工現場において使用する建設機械の写真撮影を行い、電子納品の際に施工状況写真に格納すること。

機　種

・バックホウ
・トラクタショベル（車輪式）
・ブルドーザ
・発動発電機（可搬式）
・空気圧縮機（可搬式）
・油圧ユニット（次に示す基礎工事用機械のうち、ベースマシンとは別に、独立したディーゼルエンジン駆動の油圧ユニットを搭載しているもの　油圧ハンマ、バイブロハンマ、油圧式鋼管圧入・引抜機、油圧式杭圧入引抜機、アースオーガ、オールケーシング掘削機、リバースサーキュレーションドリル、アースドリル、地下連続壁施工機、全回転型オールケーシング掘削機）
・ロードローラ、タイヤローラ、振動ローラ
・ホイールクレーン（ラフテレーンクレーンを含む）

※対象はディーゼルエンジン（エンジン出力7.5kw以上260kw以下）を搭載した建設機械に限る。

第２４条　交通誘導警備員の配置

１　交通誘導警備員を配置する場合は、原則として警備業法（昭和４７年法律第１１７号）第４条による認定を受けた警備業者の警備員を配置することとし、建設作業員等の他職種の者を従事させてはならない。

ただし、一時的な作業等で、安全確保に対処できると監督職員が認めたものについては、この限りでない。

２　交通誘導警備員Ａが必要な交通誘導警備業務については、交通誘導警備業務に係る一級検定合格警備員又は二級検定合格警備員を交通誘導警備業務を行う場所ごとに、１人以上配置することとする。

なお、配置する警備員の検定合格証の写しを事前に監督職員に提出し、警備員に変更が生じた場合は、速やかに監督職員に同資料を提出することとする。

３　交通誘導警備員Ａが必要でない交通誘導警備業務については、警備業者の警備員であれば、交通誘導警備業務に係る一級検定合格警備員又は二級検定合格警備員である必要はない。

また、警備業者の警備員の配置が困難な場合は、別に定める手続きにより、警備業者の警備員によらず建設作業員等の他職種の者を交通誘導員として従事させることができることとする。なおその際、受注者は、交通誘導に関する安全教育を建設作業員等に行なったうえ、交通誘導員として専任させること。

４　交通誘導警備員の人手不足により、施工箇所周辺の警備業者からの配置が困難であり、やむなく現場までの通勤が長時間となる場合において、その費用の設計計上を希望する場合は、建設工事請負契約書第１８条（契約変更）に基づき、「移動距離及び移動時間が確認できる資料」及び契約予定の警備業者より施工箇所に近い、全ての警備業者（営業所等含む）の「交通誘導警備員の配置に関する確認書」を付して確認請求を行うこと。

ただし、対象となる警備業者の「交通誘導警備員の配置に関する確認書」が提出できない場合は、設計変更の対象としないものとする。

第２５条　成績評定の公表

１　「高知県建設工事成績評定要綱【Ｒ３年７月１日版】（令和３年７月１日以降契約する工事に適用）」で、成績評定を行なった場合は、「工事成績評定について（通知）」を公表することとする。

詳しくは、高知県ホームページ技術管理課ページに掲載している、同要綱（第９条）を確認すること。

第２６条　設計図書の変更

１　設計変更等については、建設工事請負契約書第１８条から第20条及び第22条から第25条並びに高知県建設工事共通仕様書共通編1-1-1-13から1-1-1-15に記載しているところであるが、その具体的な考え方や手続きについては、「建設工事請負契約における設計変更ガイドライン（令和２年４月（高知県土木部））」によることとする。

第２７条　法定外の労災保険の付保

１　本工事において、受注者は法定外の労災保険に付さなければならない。

第２８条　監理技術者等（当初請負対象金額が２億円未満の時に記載）

１　本工事において、建設業法第26条第３項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者（以下、「特例監理技術者」という。）の配置を行う場合は以下の（１）～（12）の要件を全て満たさなければならない。

（１）兼務する工事が社会機能の維持に不可欠な工事（維持委託業務等を含む。）でないこと。（例：24時間体制で応急処置作業や巡回パトロール等が必要な工事等）

特　記　仕　様　書

（２）低入札価格調査制度の調査対象工事でないこと。
（３）同一の特例監理技術者が配置できる工事の数は、同時に２件までであること。
（４）特例監理技術者が兼務できる工事は、特例監理技術者として職務を適正に遂行できる範囲内にあること。具体的には、工事現場の相互の距離が10ｋｍ程度以内の近接した場所であること。
（５）特例監理技術者が兼務できる工事は、高知県発注工事以外（公共工事に限る。）でも可能とする。
（６）特例監理技術者は、施工における主要な会議への参加、現場の巡回及び主要な工程の立会等の職務を適正に遂行できること。
（７）特例監理技術者と監理技術者補佐との間で常に連絡が取れる体制であること。
（８）建設業法第26条第３項ただし書による監理技術者の職務を補佐する者（以下、「監理技術者補佐」という。）を専任で配置すること。
（９）監理技術者補佐は、主任技術者の要件を満たしている者のうち、１級施工管理技士補を有する者又は１級施工管理技士等により監理技術者の資格を有する者であること。なお、監理技術者補佐の建設業法第27条の規定に基づく技術検定種目は、特例監理技術者に求める技術検定種目と同じであること。
（10）監理技術者補佐は、受注者と直接的かつ恒常的（３ヶ月以上）な雇用関係にあること。
（11）監理技術者補佐が担う業務等について、明らかにすること。
（12）兼務する工事の発注者に本工事との兼務について承諾を得ること。

２　本工事の監理技術者が特例監理技術者として兼務することとなる場合、「建設業法第26条第３項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者及び監理技術者補佐の取扱いいについて」（令和５年３月14日付け４高土政第1343号土木部長通知）に規定する別記様式１、別記様式２及び１の（１）～（12）の事項について確認できる書類を「現場代理人・技術者届」に添付し、提出すること。

３　本工事において、特例監理技術者及び監理技術者補佐の配置を行う場合又は配置を要さなくなった場合は適切にコリンズ（ＣＯＲＩＮＳ）への登録を行うこと。

施　工　条　件　明　示　書

工事番号　農集　　第1号

明示事項（説明書）

【工程関係】

１．他の工事による施工時期及び全体工期等への影響

（１）影響箇所・・・全体

（２）他の工事の内容・・・水道移設・仮設撤去、道路改良工事

（３）他の工事の開始及び完了の時期・・・水道工事は令和6年5～7月、道路工事は令和6年4月～未定

２．施工時期、施工時間及び施工方法の制限・・・・・無

３．当該工事の関係機関との協議の未成立事項・・・・・無

４．他官庁等の特定条件による影響・・・・・無

５．その他

施　工　条　件　明　示　書

工事番号　農集　　第1号

明示事項（説明書）

・水道工事、道路工事と調整して工程管理を行う必要がある。
並行作業等も発生することから、密に連絡・協議が必要となる。
・道路改良工事は下水道管布設待ちになっている工種があるため、速やかに工事を実施する必要がある。

【用地関係】
１．工事用地等の未処理部分・・・・・無

２．仮設ヤード等に官有地及び発注者借り上げ地の使用・・・・・無

【安全対策関係】
１．交通安全施設等の指定・・・・・無

２．近接する公共施設・・・・・鉄道・ガス・電気・電話・水道
水道本管VPφ50、75mmが県、市道に埋設されている。

施　工　条　件　明　示　書

工事番号　農集　　第1号

明示事項（説明書）

事前に台帳や図面等で確認し必要に応じて試掘を行うこと。
また、施工に際しては細心の注意を払うこと。

３．防護施設の必要・・・・・落石・土砂崩落・・・・・無

４．発破作業等の保安設備及び保安要員の配置の指定・・・・・無

５．発破作業等の制限・・・・・無

【工事用道路関係】
１．一般道路を搬入路として使用する場合
（１）経路、期限の制限・・・・・無

（２）使用中及び使用後の処置・・・・・無

施　工　条　件　明　示　書

工事番号　農集　　第1号

明示事項（説明書）

２．仮設路を設置する場合

（１）安全施設等の設置の必要・・・・・無

（２）工事終了後の措置・・・・・撤去

（３）維持及び補修の必要・・・・・無

３．一般道路の占用の必要・・・・・無

【仮設備関係】

１．仮土留、仮橋、足場等の仮設物を次年度に使用又は転用、兼用の予定・・・・・無

２．仮設備の構造、施工方法の指定・・・・・無

３．仮設備の設計条件・・・・・無

施　工　条　件　明　示　書

工事番号　農集　　第1号

明示事項（説明書）

【建設副産物関係】

１．建設発生土の搬出・・・・・有

（１）搬出先の名称　　㈲山中組（谷相）

搬出先の所在地　高知県香美市香北町谷相字下白尾348

運搬距離　　18.9km

その他　建設発生土の搬出先は、上記を予定している。

搬出先が変更となる場合は、設計変更の対象とする。

また、受注者の都合により搬出先を変更する場合は、発注者の

承諾を得ること。

２．建設副産物の現場内での再利用及び減量化が必要・・・・・無

３．産業廃棄物の処理条件（*処理を委託する場合は、委託契約条件締結のうえマニフェストを使用のこと）

（１）処理場所　㈲西内石灰工業所　高知県香南市野市町本村1550他

処理方法（指定）　破砕（As殻）

処理場の受入条件　－

※上記については、「処理方法」は指定とするが、「処理場所」は、積算上の

施　工　条　件　明　示　書

工事番号　農集　　第1号

明示事項（説明書）

条件明示であり指定事項ではない。

（２）処理場所　㈲互美商　高知市重倉フキヌキ1603-28
処理方法（指定）　破砕（廃プラ）
処理場の受入条件　－
※上記については、「処理方法」は指定とするが、「処理場所」は、積算上の
条件明示であり指定事項ではない。

【公害対策関係】
１．公害防止（騒音・振動・粉じん等）のため、施工方法、機械施設・作動時間等の制限・・・・・無

２．第三者に被害を及ぼすことの懸念・・・・・無

【工事支障物件関係】
１．地上、地下等の支障物件・・・・・無

施　工　条　件　明　示　書

工事番号　農集　　第1号

明示事項（説明書）

２．地上、地下等の占用物件工事と重複施工・・・・・無

【排水工（濁水処理を含む）関係】

１．濁水、湧水等の処理対策の指定・・・・・無

【現場環境改善関係】

１．現場環境改善費・・・・・無

【その他】

１．工事用資機材等の保管指定・・・・・無

２．工事現場発生品の処理指定・・・・・無

３．支給資材及び貸与品・・・・・無

施　工　条　件　明　示　書

工事番号　農集　　第1号

明示事項（説明書）

４．工事用電力等の指定・・・・・無

５．交通誘導警備員の配置

（１）工事期間中の安全確保のため、交通誘導警備員の配置人数は下記を予定している。

交通誘導警備員Ｂ　　75　人

なお、交通誘導警備員の配置については、事前に監督職員と協議すること。

６．その他

工　事　費　内　訳　表

費目・工種・細別等	単　位	数　　量	単　　価	金　　額	摘　　要
本工事費					
下水道					
管きょ工(開削)					
管路土工					
管路掘削	式	1			明細表　第1号
管路埋戻	式	1			明細表　第2号
発生土仮置搬出運搬(現場→仮置場)	式	1			明細表　第3号
埋戻流用土搬入運搬(仮置場→現場)	式	1			明細表　第4号
発生土処理(現場→残土処理場)	式	1			明細表　第5号
管布設工					

工　事　費　内　訳　表

費目・工種・細別等	単　位	数　　量	単　　価	金　　額	摘　　要
ｱﾗﾐﾄﾞ外装ﾎﾟﾘｴﾁﾚﾝ管材料費	式	1			明細表　第6号
ｱﾗﾐﾄﾞ外装ﾎﾟﾘｴﾁﾚﾝ管施工費	式	1			明細表　第7号
ﾘﾌﾞ付硬質塩化ﾋﾞﾆﾙ管	式	1			明細表　第8号
仮設管撤去工					
VP管撤去	式	1			明細表　第9号
支持金具撤去	式	1			明細表　第10号
側溝新設時に支障となる下水道管路の切回					
管撤去	式	1			明細表　第11号
ます撤去	式	1			明細表　第12号
管布設	式	1			明細表　第13号

工　事　費　内　訳　表

費目・工種・細別等	単　位	数　　量	単　　価	金　　額	摘　　要
ます設置	式	1			明細表　第14号
標準外管材費等	式	1			明細表　第15号
管基礎工					
砂基礎	式	1			明細表　第16号
管路土留工					
ｱﾙﾐ矢板土留	式	1			明細表　第17号
汚水水替工					
汚水水替工 止水ﾌﾞﾗｸﾞ貸出	式	1			明細表　第18号
ﾏﾝﾎｰﾙ工					
組立ﾏﾝﾎｰﾙ工					

工　事　費　内　訳　表

費目・工種・細別等	単　位	数　　量	単　　価	金　　額	摘　　要
組立ﾏﾝﾎｰﾙ	式	1			明細表　第19号
仮設工					
交通管理工					
交通誘導警備員	式	1			明細表　第20号
土のう工					
大型土のう	式	1			明細表　第21号
足場工					
足場工	式	1			明細表　第22号
道路維持･修繕					
道路維持					

工　事　費　内　訳　表

費目・工種・細別等	単　位	数　　量	単　　価	金　　額	摘　　要
舗装工					
舗装打換え工					
舗装版切断･破砕	式	1			明細表　第23号
殻運搬･処分	式	1			明細表　第24号
下層路盤	式	1			明細表　第25号
上層路盤	式	1			明細表　第26号
表層【仮復旧】	式	1			明細表　第27号
表層【本復旧】	式	1			明細表　第28号
直接工事費計					
共通仮設費積上分					

工　事　費　内　訳　表

費目・工種・細別等	単　位	数　　量	単　　価	金　　額	摘　　要
運搬費	式	1			
仮設材運搬費	式	1			明細表　第29号
技術管理費	式	1			
施工調査費	式	1			明細表　第30号
共通仮設費率分	式	1			
共通仮設費計					
純工事費					
現場管理費	式	1			
現場管理費					
工事原価					

工　事　費　内　訳　表

費目・工種・細別等	単　位	数　　量	単　　価	金　　額	摘　　要
一般管理費等	式	1			
工事価格					
消費税等相当額					
請負工事費					

明細表　第　1号
管路掘削

明細表

名称・規格・条件	単　位	数　　量	単　　価	金　　額	摘　　要
掘削工 礫質土	m3	65			
1　式　　当り					

明細表　第　2号
管路埋戻

明細表

名称・規格・条件	単　位	数　　量	単　　価	金　　額	摘　　要
流用土埋戻工 締固め:有	m3	42			
1　式　　当り					

明細表　第　3号
発生土仮置搬出運搬(現場→仮置場)

明細表

名称・規格・条件	単　位	数　　量	単　　価	金　　額	摘　　要
運搬	m3	47			
1　式　　当り					

明細表　第　4号
埋戻流用土搬入運搬(仮置場→現場)

明細表

名称・規格・条件	単　位	数　　量	単　　価	金　　額	摘　　要
積込(ﾙｰｽﾞ) 土砂 ,小規模(標準)	m3	47			
土砂等運搬 小規模 ,土砂(岩塊･玉石混り土含む) ,DID区間無し ,0.2km以下	m3	47			
1　式　　当り					

明細表　第　5号
発生土処理(現場→残土処理場)

明細表

名称・規格・条件	単　位	数　　量	単　　価	金　　額	摘　　要
運搬	m3	18			
残土処分費 山中組	m3	18			見積(R6年度)
1　式　　当り					

明細表　第　6号
ｱﾗﾐﾄﾞ外装ﾎﾟﾘｴﾁﾚﾝ管材料費

明細表

名称・規格・条件	単　位	数　　量	単　　価	金　　額	摘　　要
ｱﾗﾐﾄﾞ外装PE管　WEETA-13.6 W150	m	23.9			見積
ｱﾗﾐﾄﾞ外装PE管　ﾏﾝﾎｰﾙ接続部継手 W150用 EFR/ｽﾊﾟﾝｼｰﾙ	組	2			見積
ｱﾗﾐﾄﾞ外装PE管　中間継手 W150 EFｿｹｯﾄ/補強･仕上材	組	1			見積
ｱﾗﾐﾄﾞ外装PE管　45度ｴﾙﾎﾞ継手 W150 EF一体型ｴﾙﾎﾞ/補強･仕上材	組	2			見積
ｱﾗﾐﾄﾞ外装PE管　11度ｴﾙﾎﾞ継手 W150 ｽｲｰﾌﾞﾍﾞﾝﾄﾞ11°	組	1			見積
支持金具A	組	1			見積
支持金具B	組	1			見積
支持金具C	組	1			見積
支持金具D	組	1			見積
支持金具E	組	1			見積

明細表　第　6号
ｱﾗﾐﾄﾞ外装ﾎﾟﾘｴﾁﾚﾝ管材料費

明細表

名称・規格・条件	単　位	数　　量	単　　価	金　　額	摘　　要
支持金具F	組	1			見積
資材輸送費	式	1			見積
1　式　　当り					

明細表　第　7号
ｱﾗﾐﾄﾞ外装ﾎﾟﾘｴﾁﾚﾝ管施工費

明細表

名称・規格・条件	単　位	数　　量	単　　価	金　　額	摘　　要
管布設工　ｱﾗﾐﾄﾞ外装PE管 W150	m	23.9			見積
ﾏﾝﾎｰﾙ接続部継手工　ｱﾗﾐﾄﾞ外装PE管 W150	箇所	2			見積
中間継手工　ｱﾗﾐﾄﾞ外装PE管 W150	箇所	1			見積
45度ｴﾙﾎﾞ継手工　ｱﾗﾐﾄﾞ外装PE管 W150	箇所	2			見積
11度ｴﾙﾎﾞ継手工　ｱﾗﾐﾄﾞ外装PE管 W150	箇所	1			見積
支持金具取付工	箇所	6			見積
1　式　　当り					

明細表　第　8号
ﾘﾌﾞ付硬質塩化ﾋﾞﾆﾙ管

明細表

名称・規格・条件	単　位	数　　量	単　　価	金　　額	摘　　要
ﾘﾌﾞ付硬質塩化ﾋﾞﾆﾙ管設置工(材工共) 管径150mm	m	14.1			
1　式　　当り					

明細表　第　9号
VP管撤去

明細表

名称・規格・条件	単　位	数　　量	単　　価	金　　額	摘　　要
硬質塩化ﾋﾞﾆﾙ管撤去工　φ150mm	m	41.3			
伐採木等運搬 往復運搬距離L=53.8 km	台	1			
処分料 廃ﾌﾟﾗｽﾁｯｸ 廃ﾌﾟﾗｰ14	m3	1.6			
1　式　　当り					

明細表　第　10号
支持金具撤去

明細表

名称・規格・条件	単　位	数　　量	単　　価	金　　額	摘　　要
支持金具撤去工	箇所	12			
現場発生品及び支給品運搬 DID区間無し ,6.0km以下	t	0.54			
現場発生品及び支給品積込･荷卸	t	0.54			
ｽｸﾗｯﾌﾟ ﾍﾋﾞｰ H1	t	0.54			建物2024.4 P794【高知】
1　式　　当り					

明細表　第　11号
管撤去

明細表

名称・規格・条件	単　位	数　　量	単　　価	金　　額	摘　　要
硬質塩化ﾋﾞﾆﾙ管撤去工　φ100mm	m	17.7			
硬質塩化ﾋﾞﾆﾙ管撤去工　φ150mm	m	13.4			
1　式　　当り					

明細表　第　12号
ます撤去

明細表

名称・規格・条件	単　位	数　　量	単　　価	金　　額	摘　　要
ます撤去工 深さ0.8～1.2m 塩化ﾋﾞﾆﾙ管･継手協会 設置歩掛0.5	箇所	1			
ます撤去工 深さ1.2～1.5m 塩化ﾋﾞﾆﾙ管･継手協会 設置歩掛0.5	箇所	2			
1　式　　当り					

明細表　第　13号
管布設

明細表

名称・規格・条件	単　位	数　　量	単　　価	金　　額	摘　　要
硬質塩化ﾋﾞﾆﾙ管設置工(材工共) 管径150㎜	m	12.2			
取付管布設及び支管取付工(材工共) 管径100㎜	箇所	3			
取付管布設及び支管取付工(材工共) 管径100㎜	箇所	1			
1　式　　当り					

明細表　第　14号
ます設置

明細表

名称・規格・条件	単　位	数　　量	単　　価	金　　額	摘　　要
ます設置工(塩化ﾋﾞﾆﾙ製)材工共 ます径200mm，塩ﾋﾞ製蓋	箇所	1			
ます設置工(塩化ﾋﾞﾆﾙ製)材工共 ます径200mm，鉄蓋(既設流用)，5箇所未満，週休2日補正:無	箇所	2			
1　式　　当り					

明細表　第　15号
標準外管材費等

明細表

名称・規格・条件	単　位	数　　量	単　　価	金　　額	摘　　要
硬質塩化ﾋﾞﾆﾙ管 伸縮継手 Φ100	個	2			見積
硬質塩化ﾋﾞﾆﾙ管 伸縮継手(SLR) φ150	個	1			
削孔費(塩ﾋﾞ管) 0号･1号人孔　φ150用	ヶ所	1			
人孔用可とう継手 硬質塩化ﾋﾞﾆﾙ管用　φ150 工場取付費含む	個	1			
硬質塩化ﾋﾞﾆﾙ管 0°自在曲管(SRF) φ100	個	1			見積
硬質塩化ﾋﾞﾆﾙ管 0°自在曲管(SRF) φ150	個	1			
硬質塩化ﾋﾞﾆﾙ管 15°30°自在曲管(SRF) φ150	個	1			
水道用硬質塩化ﾋﾞﾆﾙﾗｲﾆﾝｸﾞ鋼管 SGP-VBΦ100	本	2			建物2024.4 P661 高松
M形Dﾄﾞﾚｯｻｰ(ｼｮｰﾄﾀｲﾌﾟ) φ100　塩ﾋﾞ管×塩ﾋﾞ管 内外面ｴﾎﾟｷｼ樹脂粉体塗装･材質:鋳鉄製 離脱防止金具付	個	1			県単価
M形D曲管(ｼｮｰﾄﾀｲﾌﾟ) 塩ﾋﾞ管･鋼管用　φ100×45° 内外面ｴﾎﾟｷｼ樹脂粉体塗装･離脱防止金具付	個	5			県単価

明細表　第　15号
標準外管材費等

明細表

名称・規格・条件	単　位	数　　量	単　　価	金　　額	摘　　要
1　式　　当り					

明細表　第　16号
砂基礎

明細表

名称・規格・条件	単　位	数　　量	単　　価	金　　額	摘　　要
砂基礎工 再生砂	m3	9			
1　式　　当り					

明細表　第　17号
ｱﾙﾐ矢板土留

明細表

名称・規格・条件	単　位	数　　量	単　　価	金　　額	摘　　要
ｱﾙﾐ矢板建込工 掘削深2.0m以下 ,両側施工	m	7			
ｱﾙﾐ矢板建込工 掘削深2.5m以下 ,両側施工	m	9			
ｱﾙﾐ矢板引抜工 掘削深2.0m以下 ,両側施工 ,ﾄﾗｯｸｸﾚｰﾝ	m	7			
ｱﾙﾐ矢板引抜工 掘削深2.5m以下 ,両側施工 ,ﾄﾗｯｸｸﾚｰﾝ	m	9			
ｱﾙﾐ矢板(基本料) 有効幅333 長2500	枚	53			
ｱﾙﾐ矢板(賃料) 有効幅333 長2500	枚・日	212			
ｱﾙﾐ腹起し(基本料) 幅70～80 高115～130 長4000 管埋設工事用	本	9			
ｱﾙﾐ腹起し(賃料) 幅70～80 高115～130 長4000 管埋設工事用	本・日	36			
鋼製切梁ｻﾎﾟｰﾄ(基本料) 調整長450～700	本	9			建物2024年4月 P819
鋼製切梁ｻﾎﾟｰﾄ(賃料) 調整長450～700	本・日	36			建物2024年3月 P819

明細表　第　17号
ｱﾙﾐ矢板土留

明細表

名称・規格・条件	単　位	数　　量	単　　価	金　　額	摘　　要
1　式　　当り					

明細表　第　18号
汚水水替工

止水ﾌﾟﾗｸﾞ貸出

明細表

名称・規格・条件	単　位	数　　量	単　　価	金　　額	摘　　要
潜水ﾎﾟﾝﾌﾟ運転工 作業時排水 50㎜2台 管路管理業協会	日	2			
ﾎﾟﾝﾌﾟ仮設･撤去工 管路管理業協会	箇所	1			
1　式　　当り					

明細表　第　19号
組立ﾏﾝﾎｰﾙ

明細表

名称・規格・条件	単　位	数　　量	単　　価	金　　額	摘　　要
組立式1号人孔 (Ⅰ種)底版ﾌﾞﾛｯｸ H=130	個	1			
組立式1号人孔 (Ⅰ種)躯体ﾌﾞﾛｯｸ H=900	個	1			
組立式1号人孔 (Ⅰ種)頂版ﾌﾞﾛｯｸ H=150	個	1			
調整ﾘﾝｸﾞ H=100	個	1			
鋳鉄製ﾏﾝﾎｰﾙ蓋 Φ600 T-25 浮上防止 かぎ付 香美市章ﾏｰｸ入り 次世代型	組	1			見積(R6年度)
人孔鉄蓋調整ﾓﾙﾀﾙ	mm	116			
人孔鉄蓋調整部材	組	2			
人孔用可とう継手 ﾘﾌﾞ管用 φ150 工場取付費含む	個	2			
削孔費(ﾘﾌﾞ付塩ﾋﾞ管) 0号･1号人孔 φ150用	ヶ所	2			
ｴﾝﾄﾞｷｬｯﾌﾟ 本管用ｷｬｯﾌﾟ 差し口 φ150用	個	1			

明細表　第　19号
組立ﾏﾝﾎｰﾙ

明細表

名称・規格・条件	単　位	数　　量	単　　価	金　　額	摘　　要
底部工 1号MH用 既設人孔	個所	1			
底部工 1号MH用	個所	1			
組立ﾏﾝﾎｰﾙ工 1号	箇所	1			
1　式　　当り					

明細表　第　20号
交通誘導警備員

明細表

名称・規格・条件	単　位	数　　量	単　　価	金　　額	摘　　要
交通誘導警備員B	人				
1　式　　当り					

明細表　第　21号
大型土のう

明細表

名称・規格・条件	単　位	数　　量	単　　価	金　　額	摘　　要
簡易仮締切工 撤去	袋	23			
簡易仮締切工 設置	袋	23			
1　式　　当り					

明細表　第　22号
足場工

明細表

名称・規格・条件	単　位	数　　量	単　　価	金　　額	摘　　要
足場･防護 ｼｰﾄ ,1回 ,0.5月を超え1.0月以下	m^2	31			
1　式　　当り					

明細表　第　23号
舗装版切断・破砕

明細表

名称・規格・条件	単　位	数　　量	単　　価	金　　額	摘　　要
舗装版切断 ｱｽﾌｧﾙﾄ舗装版 ，15cm以下 ，しない<標準>(全ての費用)	m	236			
舗装版破砕積込	m^2	153			
1　式　　当り					

明細表　第　24号
殻運搬・処分

明細表

名称・規格・条件	単　位	数　　量	単　　価	金　　額	摘　　要
運搬(電線共同溝) ｱｽﾌｧﾙﾄ塊 ,DID区間無し ,6.5km以下	m3	7			
処分料 再資源化施設(As) 再生骨材-41	m3	7			
1　式　　当り					

明細表　第　25号
下層路盤

明細表

名称・規格・条件	単　位	数　　量	単　　価	金　　額	摘　　要
下層路盤(歩道部) 150 mm,1層施工 ,再生ｸﾗｯｼｬﾗﾝ RC-40 ,しない<標準>(全ての費用)	m²	16			
1　式　　当り					

明細表　第　26号
上層路盤

明細表

名称・規格・条件	単　位	数　　量	単　　価	金　　額	摘　　要
上層路盤(歩道部) 100 mm,1層施工 ,再生粒度調整砕石 RM-30 ,しない<標準>(全ての費用)	m²	3			
上層路盤(歩道部) 120 mm,1層施工 ,再生粒度調整砕石 RM-30 ,しない<標準>(全ての費用)	m²	19			
上層路盤(歩道部) 170 mm,2層施工 ,再生粒度調整砕石 RM-30 ,しない<標準>(全ての費用)	m²	16			
不陸整正 補足材料無し ,しない<標準>(全ての費用)	m²	114			
1　式　　当り					

明細表　第　27号
表層【仮復旧】

明細表

名称・規格・条件	単　位	数　　量	単　　価	金　　額	摘　　要
表層(歩道部) 平均幅員1.4m未満(仕上厚50mm以下) ,30 mm,再生密粒度ｱｽｺﾝ(13) ,瀝青材無し ,しない<標準>(全ての費用) ,小型車加算無し ,夜間割増無し ,溶融ｽﾗｸﾞ無し	m²	3			
表層(車道･路肩部) 平均幅員1.4m未満(仕上厚50mm以下) ,30 mm,再生密粒度ｱｽｺﾝ(13) ,瀝青材料無し,しない<標準>(全ての費用) ,小型車加算無し ,夜間割増無し ,溶融ｽﾗｸﾞ無し	m²	35			
1　式　　当り					

明細表　第　28号
表層【本復旧】

明細表

名称・規格・条件	単　位	数　　量	単　　価	金　　額	摘　　要
表層(歩道部) 平均幅員1.4m以上 ,30 mm,再生密粒度ｱｽｺﾝ(13) ,ﾌﾟﾗｲﾑｺｰﾄ PK-3 ,しない<標準>(全ての費用) ,小型車加算無し ,夜間割増無し ,溶融ｽﾗｸﾞ無し	m²	11			
表層(車道･路肩部) 平均幅員1.4m以上3.0m以下 ,50 mm,再生密粒度ｱｽｺﾝ(13) ,ﾌﾟﾗｲﾑｺｰﾄ PK-3 ,しない<標準>(全ての費用) ,小型車加算無し ,夜間割増無し ,溶融ｽﾗｸﾞ無し	m²	104			
1　式　　当り					

明細表　第　29号
仮設材運搬費

明細表

名称・規格・条件	単　位	数　　量	単　　価	金　　額	摘　　要
仮設材等運搬 往復	t	1			
積込み,取卸し費(仮設材等) 積込み,取卸し(往復分)	t	1			
1　式　　当り					

明細表　第　30号
施工調査費

明細表

名称・規格・条件	単　位	数　　量	単　　価	金　　額	摘　　要
管渠内洗浄工 本管管径Φ800㎜未満	m	21.5			
本管TVｶﾒﾗ調査工	m	21.5			
気密試験工 0.3MPa×60分保持 ｱﾗﾐﾄﾞ外装PE管	式	1			見積
六価ｸﾛﾑ溶出試験費 環境庁告示46号溶出試験 試験方法1	検体	1			
1　式　　当り					